

生徒心得改定の流れ

1 改定に係る委員会

- (1) 生徒指導部
- (2) 校務委員
- (3) 後期生徒会執行部
- (4) P T A委員（生徒サポート委員会、常任委員、その他委員）

2 改定の流れ

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 1学期 | 生徒指導部で次年度の改訂原案を作成 |
| (2) 10月（学園祭後） | 後期生徒会執行部で検討・確認（目安箱の利用も可） |
| (3) 11月下旬 | 常任・専門実行委員会で検討・確認 |
| (4) 12月初旬 | 生徒指導部で原案を修正し、改訂案を作成 |
| (5) 12月中旬 | 校務委員会で改訂案を確認 |
| (6) 12月中旬 | 職員会議で改訂案を確認 |
| (7) 翌年度4月 | 改定された校則を施行 |